

2013年12月4日(水)

県政記者クラブ 各位

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター  
代表世話人 綱島不二雄  
〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305  
Tel.022-399-6907 fax022-399-6925  
問合せ先：及川薫事務所長

## 本年度4～6月度の国保加入被災者の受診状況

- ・ 4～6月度の受診件数受診者数大きく減少 前年同期に比べ5万7千人減
- ・ 被害甚大な被災地での受診抑制が深刻化
- ・ 被災者の医療・介護の負担免除の再開は切実

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター：医療プロジェクトチームは、宮城県保健福祉部国保医療課が調査した、2012年4月度から本年6月度までの月別受診件数データを分析しました。

その結果、本年4月以降「被災者の医療費窓口負担免除」が打ち切られたことによる受診抑制が進行していることが明らかになりました。4～6月度の3か月間平均を前年1年間平均と比較すると、宮城県全体では受診者は前年比93.0%（60,856人減）と大きく減少しています。中でも女川町前年比80.3%、東松島市81.0%、南三陸町85.9%、石巻市86.0%と、特に津波・浸水被害が甚大だった沿岸部の市町ほど減少幅が大きくなっています（表1）。しかし、津波被害のない市の受診者はほとんど受診抑制の変動はありません（表3）。

このことは、医療費窓口負担免除が打ち切られたことにより、特に被害が甚大であった市町の被災者が受診回数を減らしたり、そもそも受診を止めてしまったりしている深刻な事態が進行していることを表しているものであり、被災者の命と健康が危機にさらされていることを警告しています。

当センターは国が免除経費を全額負担する特例措置を打ち切ったことが最大の問題であると指摘してきました。しかし、国は地方が負担して免除を継続したらその費用の8割を負担すると本年度の予算措置をとっています。岩手や福島がそれを活用しているにも関わらず、宮城県が地方負担を「財政的にできない」「国に要請していく」と繰り返すばかりで

す。

そのようななかで受診抑制の進行という事態は被災者の命と健康は静かに、そして確実にむしばまれている可能性が強く懸念され、当センターにも深刻な事例が多数報告されています。「まず命と健康を守る」ことは本年度までの「復旧期」の喫緊のテーマであるべきです。それなくして「創造的復興」などあり得ない話です。

こうした危機的状況を知事は正確にとらえ、まず一刻も早く負担免除の決断をし、今使わずに「将来ソフト対策等にとってある」という各種寄付金・基金等の財源はありますからそれを使い、負担免除を復活させ、しかる後に国に財政補てんを要求することを緊急に行うべきです。県内 406 仮設自治会中 189 自治会長が復活を求めた請願が 7 月 8 日県議会で採択されています。この願いに知事は寄り添い、決断すべきで、「国がやらないから」と責任を転嫁するような態度を改めるべきです。

知事は、7 月 8 日の記者会見で、「(窓口負担もできず) 本当に生活が大変な人たちは生活保護という最後のセーフティネットがある」からそれを利用せよと発言しています。

また、当センターが提出した「東北メディカルメガバンク事業に関する公開質問状（9 月 4 日付）」質問への回答（10 月 8 日付）のなかで、「メガバンク事業は内閣府における『医療イノベーション 5 か年戦略』において位置づけられている国家的プロジェクトであり、被災者の状況を捉えて、同宣言の『社会的弱者』に該当するものとは言い難い」と回答しています。いかにも冷たい、そして今現実に苦しんでいる被災者の思いを逆なでする“上から目線”の立場ではなく、目線を被災者と合わせ、被災者に寄り添った復興こそが今求められていると強く主張するものです。

以上

---

i 「質問 2 倫理的・道義的問題について」

「人間を対象とした医学研究の倫理指針として『ヘルシンキ宣言』があるが、被災地は同宣言の『不利な立場または脆弱な人々あるいは地域社会』に該当すると考える。同宣言に『該当しない』とする場合はその理由を『該当する』とする場合は当該事業や研究が同宣言に規定されている『地域（被災地）の健康上の必要性和優先事項に応え、かつ研究結果から利益を得る可能性』があると考えた理由を教示されたい」